

8月は県産木材利用推進月間です



林業県ぐんま 県産木材利用促進条例

「森林県」から「林業県」へ
ぐんまの木を使うことがぐんまの森林を守ります



この条例は、木材利用促進を目的とする条例として、平成31年4月1日に施行されました。

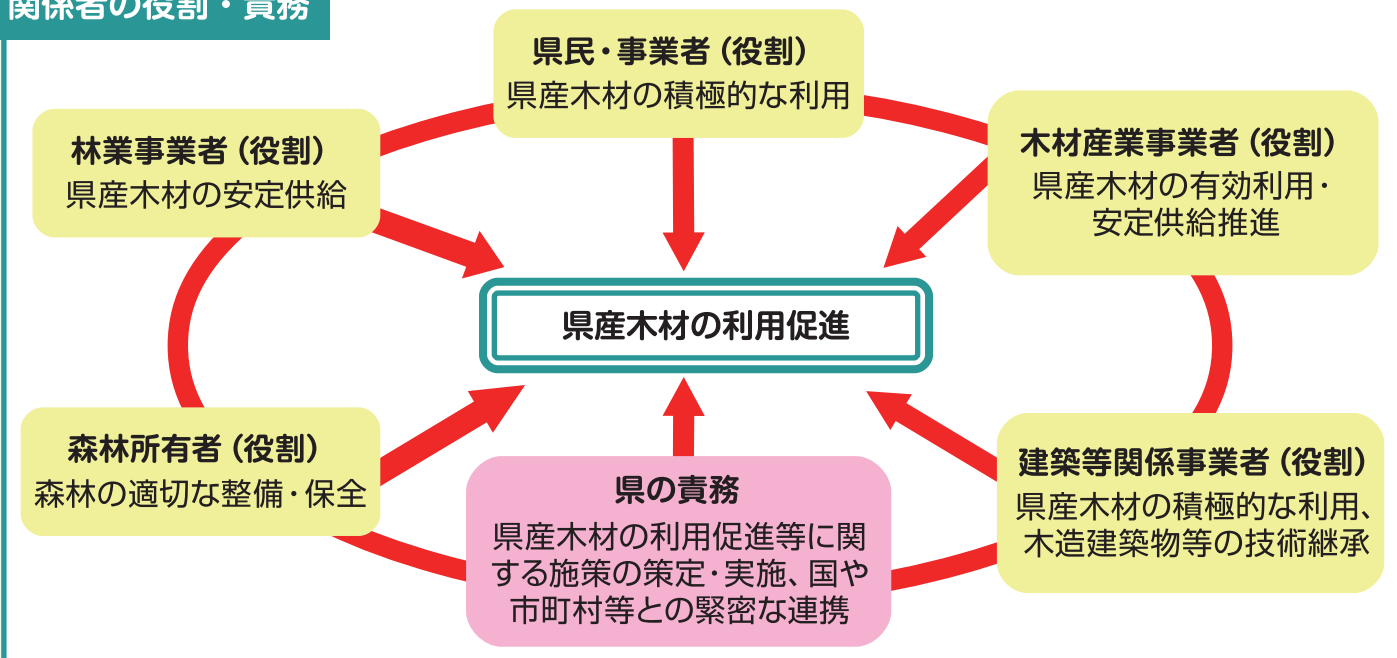
群馬県

「林業県ぐんま県産木材利用促進条例」の概要

条例の目的

本県の豊かで県民共有の貴重な財産である森林を適切に整備・保全し、そこから生産される県産木材を積極的に利用することで、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り「林業県ぐんま」の実現を加速させるとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与する。

関係者の役割・責務



条例の特色

● 県産木材の利用の促進に関する指針

県産木材の利用促進に関する指針を策定。木材利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

● 県の建築物等における県産木材の利用等

県の整備する建築物を原則木造とし、公共建築物の木造化を推進します。

● 普及啓発

県産木材についての関心と理解を深めるため、8月を「県産木材利用推進月間」とするほか、「木育」の推進に努めます。

● 顕彰

県産木材の利用促進に関する優れた取組を行った者に対して顕彰を行います。

● 県産木材の利用の促進に関する協議会

県産木材の利用を促進する施策を実施するために関係団体等からなる協議会を設け、情報を共有し緊密な連携を図ると共に、県産木材利用の促進についての協議を行います。

【お問い合わせ】

群馬県森林環境部 林業振興課県産木材振興係

TEL : 027-226-3240・3241 FAX : 027-223-0463 E-mail rinshin@pref.gunma.lg.jp

